

# オオフサモ

科名：アリノトウグサ科  
学名：Myriophyllum aquaticum  
原産地域：南アメリカ

## 【どんな被害を引き起こすのか】

### 生態系：在来植物の駆逐

- ・繁殖力が旺盛であり、大きな群落を形成、在来植物の減少を招く

### 産業：治水や利水への悪影響

- ・水路等での繁茂や水門等への堆積による通水・機能阻害を招く

水面上に茎を伸ばす抽水性の多年生草本



## 【生育場所】

- ・湖沼、湿地、河川、水路、水田等
- ・日当たりの良い富栄養な水辺

長さ1m以上に達する



茎と根茎

- ・水上の茎は高さ10～30cm、粉白色を帯びた緑青色の気中葉を3～7枚輪生する
- ・気中葉は長さ1.5～5cm、羽状に細裂する

- ・根茎は直径4～5mm
- ・やや赤褐色で節が多く、水中や泥中を分岐しながら横走する

## 【どこまで広がっているか】

### 長野県では

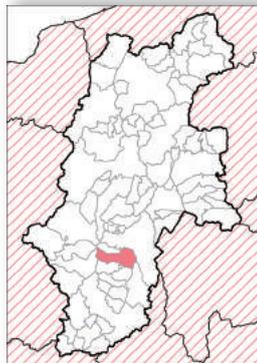
- ・駒ヶ根市で確認

### 全国では

- ・大正時代に観賞用の水草として持ち込まれ、野生化した
- ・現在は、ほぼ全国で野生化

### 世界の分布

- ・北アメリカ、南ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニア（暖温帯～熱帯域）



2019年現在  
■ 定着    ▨ 一部地域に定着

## 【特性】

- ・日本で野生化しているのは雌株のみで、種子生産は未確認
- ・根茎は、水中や泥中を分岐しながら横走り、節から根や茎を伸ばして密集した群落を形成する
- ・根茎の深さは15cm程度
- ・葉や茎、根茎の断片（切れ藻）からも再生し、水流に乗って分布範囲を広げる
- ・殖芽はつくらない
- ・70%遮光しても正常に生育する研究例がある
- ・寒い地域では根茎で越冬し、暖かい地域では水上部も枯死せずに越冬する

## 【間違わないで！】 主な類似植物（在来種）

日本在来種の水ザキノフサモやフサモは、茎葉が沈水性で水中に存在し、葉が緑色の4輪生なのでオオフサモと識別できる

### 水ザキノフサモ（アリノトウグサ科）



- ・水中に生育する沈水植物
- ・フサモ属のなかでは最も普通の種
- ・花期は5～10月
- ・長さ3～10cmの花序を水面上に出す

### フサモ（アリノトウグサ科）



- ・水中に生育する沈水植物
- ・花期は6～9月
- ・長さ4～12cmの花序を水面上に出す
- ・長野県準絶滅危惧種

水ザキノフサモよりも葉が大きく、フサフサした印象

## 【生活史】



## 【防除方法】

### 流出口・流入口へのネット設置 出さない・入れない

- 対象地に既に繁茂している場合、下流に植物体が流下しないよう(拡散しないよう) な配慮が必要
- 対象地に生育していなくても、連続する水系の上流側に生育する場合は、侵入を防ぐことも必要
- 排水溝や流入口等に目の細かいネット(目合1~2cm程度)を設置し、拡散と侵入を抑制する
- 対象地や上流側等に生育していない場合は、定期的にオオフサモの有無を監視し、早期発見に努める
- 水面だけでなく、水辺の湿地にも留意が必要

### 抜き取り 根絶を目指す

- 手作業により根から抜き取る(できるだけ根や茎を残さないように!)
- 年1回以上、見られなくなるまで継続して実施する(根や茎はちぎれやすく完全に抜き取ることは困難)
- 実施時期は、地上部が成長する時期(地下部の栄養が少なくなる時期6~8月)を中心にいつでも可

### 底土の剥ぎ取り 根絶を目指す

- 抜き取りよりも効果が高い
- スコップを用いて生育地のオオフサモを根茎と底土ごと掘り起こして除去する
- 掘り採る深さは15cm以上
- 年1回以上、見られなくなるまで継続して実施する(完全に根や茎を除去することは困難)
- 実施時期は、いつでも可

絶滅危惧種(フサモ等)を含む類似の在来種を誤って除去しないよう注意する

### きっちりと駆除し処分する ~作業中・作業後~

- 駆除作業にあたっては、抜き取り・底土除去実施者のほかに、流下する切れ藻をすくい取るタモ網等をもった人員の配置、また作業場所の下流側にネットを張る等の措置が望まれる
- 根や茎等が飛び散らないよう密閉できるゴミ袋等に入れて枯らす
- それぞれの自治体のごみ処理方法に従って焼却処分する
  - ※特定外来生物に指定されたものは、原則として「飼育、栽培、保管及び運搬すること」、「輸入すること」、「野外へ放つ、植えるまたはまくこと」、「譲渡、引き渡し、販売すること」が禁止されている
  - ※なお、以下のすべてに該当する場合は、運搬・保管が可能
    - ・防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等に運搬するもの
    - ・落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているもの
    - ・特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知する等、公表された活動に伴って運搬するものであること
    - ・保管中の逸出防止措置がとられており、第三者が容易に持ち出すことができないよう実施する主体において管理され、かつ必要最低限の期間に限り行う場合
- 駆除道具、長靴等に付着したオオフサモを作業域外に持ち出さないよう注意が必要

